

令和5年 第3回臨時会

西川町議会会議録

令和5年 5月10日 開会

令和5年 5月10日 閉会

西川町議会

令和5年西川町議会第3回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○臨時議長の紹介及びあいさつ	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○町長あいさつ	5
○自己紹介	9
○議長選挙	10
○議長就任のあいさつ	13
○議事日程の追加	13
○議席の指定	14
○会議録署名議員の指名	14
○会期の決定	14
○副議長の選挙	14
○常任委員会委員の選任	16
○各常任委員会正副委員長の互選	17
○議会運営委員の選任	18
○議会運営委員会正副委員長の互選	18
○西川町町有林運営委員会委員の選出	18
○西村山広域行政事務組合議会議員の選挙	19
○議案の上程	20
○提案理由の説明	20
○議案の審議・採決	23
○議事日程の追加	43
○閉会中の継続調査申し出	43

○閉議・閉会の宣告	4 4
○署名議員	4 5

令和5年西川町議会第3回臨時会

議事日程（第1号）

令和5年 5月10日（水）午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 臨時議長の紹介
- 日程第 2 仮議席の指定
- 日程第 3 町長あいさつ
- 日程第 4 自己紹介
- 日程第 5 議長の選挙について

追加議事日程（第1号）

- 追加日程第 1 議席の指定について
 - 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 追加日程第 3 会期の決定
 - 追加日程第 4 副議長の選挙について
 - 追加日程第 5 常任委員会委員の選任について
 - 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
 - 追加日程第 7 西川町町有林運営委員会委員の選出について
 - 追加日程第 8 西村山広域行政事務組合議会議員の選挙について
 - 追加日程第 9 議案の上程
- 同意第 3号 西川町監査委員の選任について
- 承認第 1号 令和4年度西川町一般会計補正予算（11号）の専決処分の承認について
- 承認第 2号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 承認第 3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 承認第 4号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 議第 34号 令和5年度西川町町営住宅A棟建築工事請負契約の締結について

議第 35号 令和5年度西川町町営住宅B棟建築工事請負契約の締結について

議第 36号 財産（町営住宅建築工事用木材）の購入について

議第 37号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第10 提案理由の説明

追加日程第11 議案の審議・採決

同意第 3号 西川町監査委員の選任について

承認第 1号 令和4年度西川町一般会計補正予算（11号）の専決処分の承認について

承認第 2号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 34号 令和5年度西川町町営住宅A棟建築工事請負契約の締結について

議第 35号 令和5年度西川町町営住宅B棟建築工事請負契約の締結について

議第 36号 財産（町営住宅建築工事用木材）の購入について

議第 37号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第12 報告第 1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

追加議事日程第1号の2

追加日程第13 閉会中の継続調査申出

（閉 会）

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
3番	後藤一夫議員	4番	荒木俊夫議員
5番	佐藤仁議員	6番	佐藤光康議員
7番	菅野邦比克議員	8番	大泉奈美議員
9番	佐藤耕二議員	10番	古澤俊一議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
つなぐ課長	荒木真也君	企画財政課長	大泉健君
会計管理者 兼 町民税務課長 みどり共創課長 兼 農委事務局長	土田伸君 渡邊永悠君	健康福祉課長	佐藤尚史君
建設水道課長	眞壁正弘君	商工観光課長	柴田知弘君
学校教育課長	安達晴美君	病院事務長	松田一弘君
生涯学習課長	高橋將君	生涯学習課長	奥山純二君
監査委員	高橋將君	病院事務長	武田隆君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

◎臨時議長の紹介及びあいさつ

○飯野事務局長 おはようございます。議会事務局長の飯野です。

日程第1、「臨時議長の紹介」を行います。

本臨時会は、西川町議会議員一般選挙後の、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長議員の菅野邦比克議員をご紹介します。

議長席にお着き願います。

[菅野邦比克臨時議長 着席]

○菅野臨時議長 おはようございます。

ただいま紹介されました菅野でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願ひします。

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野臨時議長 これより、令和5年西川町議会第3回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○菅野臨時議長 ただちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○菅野臨時議長 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎町長あいさつ

○菅野臨時議長 日程第3、町長のあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 本日、令和5年第3回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

4月18日に告示されました、統一地方選挙の西川町議会議員選挙においては、当選されたことに、皆さまに対して心からお祝い申し上げると共に、改めて改めて敬意を表するものであります。

地方議会議員は、地方自治法の定めるところにより地方公共団体の意思決定を行う議決権を有しており、株式会社でいえば取締役会や株主総会に値します。予算、人などの経営資産をどう分配するか、利益が最大化すること、つまりそれは町民の幸福の最大化に値します。よく聞く、話す、動く。そんな西川町議会であることを期待申し上げます。

私は、新たに議員になられたお二人には大きな期待を寄せております。お二人の新しい視点で、慣習ではなく目的がなにか、そんな事を追及していただきたいと思っています。

又、この1年間はコロナが終息しかけていないなかで、議員団が対話の場を設けていないことに対しては大変残念に思っております。対話を通じてよく聞く、よく話す、動く、開かれた議会であることを、推進することを期待しております。

私は昨年4月に町長に就任させていただきました。既に皆さまのおかげで公約の約8割は実施させていただきました。予算も昨年度に比べて10億円増、貯金の取り崩しにあたる財政基金等の取崩しは減少しております。つまり、国からの外からのお金をいただいて、貯金の取り崩しを少なく運営することに今年はしております。この10億円の新たに得た交付金は、まさに町民との対話の賜物であり、職員皆さんの努力の賜物でございます。職員に対しては、いつも予算につきましては、このニーズベースか、地域課題につながるか、3つ目は経済効果があるか、これは100万円の事業で100万円以上の成果が得られるか、又は、西川町に資金循環がなされるか、4つ目は、関係人口の拡大。関係人口は西川町の最大の課題であり、実施すべき大きな柱です。

5つ目、持続可能性があるかないか、1年で終わるもの、これは町が扱うような事業で

はないと思っております。数年間継続するから町のスタンスがわかるものであり、民間の事業者もこの事業がするのであれば、これを利用して自身の事業に新たに事業創出するような考えが生まれてくると思います。

6 番目は、1 番最後が財源の確保です。これを昨年度は徹底してまいりました。今年度においては、1 つ項目を増やしまして、情報発信しているかどうかを重視してまいります。

議員の皆さまにおかれては、こういったニーズベースなどの今年度は7項目に関して町は戦略的に、体系的に取り組んでまいりますので、もし不足の部分があればご指摘をいただければと思っております。この7項目に値しないものを例示しますのでこういった事業は町としては執り行いません。例えば菊まつりです。議員の多くの皆さまがこれは継続すべきだというような意見がございました。ニーズベース、重陽会以外の方がこの開催を求めているのでしょうか、そんな声があったら教えていただきたい、要望いただきたい。

町に対する要望。開催してほしいと山形新聞さんに取り上げて、予算に盛り込まないと取り上げていただきましたが、開催してほしいという意見は一般の町民からはありませんでした。重陽会だけからのニーズでございます。

2 番目 地域課題につながるか、議論の時に、議会でも申し上げましたけども、経済効果の少ない事業でございました。ですのでこれも値しない。

3 つ目 経済効果があるか、これは分析しましたけどもありませんでした。

4 番目 関係人口創出にもつながりませんでした。

5 番 持続可能性。こちら事務局をこれからは作れないという状況ですので、町に頼るような運営をしていた。寄附を集めに行くのも職員がやっているわけです。税金を使って。そのような事業に私は今までの伝統があったといえども、事業を企画・策定することはしませんでした。このような事業を1つ1つ私が見て、判断しておりますので不足の部分があれば是非議員の皆さまからもご指摘いただければなと思っております。

職員は変わりました。町民も変わってきました。対話会 50 回以上開催しております。述べ 1000 人以上の方から参加いただいております。

そこでお願いしたいのが、議員の皆さまの意識改革でございます。

私は夜に、休日にジョギングや散歩をしている間、皆さまの議会の議事録を聞きながらランニングをしております。その中で、よく出るな。というフレーズがあります。それは、「私は、こういう気がする。」他の議会の議事録や中継も拝聴しておりますが、1つの質問で3回「気がする。」と言った議員もいらっしゃいました。これは、町民の皆さまと対話

がなされていない裏付けなのではないかと思っております。ご本人が「気がする。」様な質問よりも、町民の皆さまが求めている質問をなされてみてはいかがでしょうか。対話をすれば具体的に気持ちを込めて質問することができるはずです。

是非、町民の皆さまとの対話を恐れず、個人であっても、議員団であってもしっかりと対話をしてこのニーズベースの事業であればこちらの方も前向きに検討してまいりますので、是非、恐れず対話をいただきたいと思っております。

現在の正副議長、これまで頑張っていたいただきましたが、私はまだまだ余地があると思っております。この議会の町民との対話や活動に対して、もっと伸びしろがあると思っております。

本日、議長選が行われます。全員協議会という議事録の中で正副議長が立候補されたというふうに聞いております。私は、国家公務員の枠を飛び越して活動し、様々な人と交流し、毎年1500人を超える人と、よく話を聞き、対話し、よく動き、環境がコロナなどで変化する中でも、自分自身も変わっていきました。

西川町においては、町長も変わり町民の意識も変わりました。そう思いませんか、職員の意識も変わりました。前向きに取り組むだけでなく、この前向きな雰囲気での自分のやりたいことを実施しております。例えば、人事異動にとらわれず自分のやりたいことをやりたいと言う職員がいました。その方は、自分のやりたいことをするんだ。という事で、早期退職制度を使われて自分の実施したいことをしていただきました。

残業が増えたからではありません。自分がやりたいことをやりたいとそう言って、人事異動に捕らわれず自分でやりたいことをやる、町長のおかげで意識が変わりました。

公務員を辞めてリスクを負って民に飛び込む。そんな人を私は、応援したいと思って今でも非常勤職員で、心掛けはわかった、やりたいこともわかった、これは地域のために、西川のためになるということで、引き続き雇用を非常勤でしております。そんな職員をこれからも生み出していきたいと思っております。

職員だけでなく私に関わる月山観光朝日協会や西川町総合開発の職員の意識も変わりました。彼らから、若い職員も含めて10名弱の採用をいたしました。そんな中、先ほど議会のことを申し上げましたけども、町の役員に値する議員の皆さまも意識が変わる必要があると考えております。10年程前から地方創生は自治体間の競争が前提になりました。競争、その市場に西川町は身をおいております。地方創生が、競争が前提になっている以上、私たち町長も議員の皆さまも西川町を勝ち組にしなくてははいけません。そのために私は挑

戦こそが最大の人口の流出防止策だと考えております。

この挑戦の反復こそが西川町の生き残りをかけた行動であり、町全体として取り組まなくてはなりません。

今年度4月においては、20名の方が西川町に移住し、単月で人口が増えました！

これは、平成28年9月以来、6年6カ月ぶりです。どうですか？増えましたよ、皆さん。

これは住宅政策や、町の雰囲気のおかげだと思っております。住宅政策1つにおいても、これまでは建てる専門職の建設水道課が建てて、売るまで担当しておりました。

私は、それはおかしいと思って、建設水道課と移住政策を担当するつなぐ課の方と町民と向き合う町民税務課の方で移住サポートチームをつくりました。その結果、昨年整備したアパートは第1回目から抽選になり、残念ながら入居することができないような事態にまでなりました。これは西川町においては、なかったことだと聞いております。

町の雰囲気が変われば、また、私達行政当局がしっかり戦略を組んで取り組めば、単月ではなく年間の人口を増やすことも夢ではないというふうに私は考えておりますし、数字の上でも残すことができました。

このように職員、町民の意識が変わったことで行動が変わりました。是非、皆さんの行動、議員の皆さまの行動が変わる必要があるんじゃないでしょうか、すぐに人は変われませんが、職員も外の人と交流して行動が変わりました。

是非、町民や町の関係人口のファンの皆さんと対話をして皆さまの意識も変えていただき、今やや議会が遅れていると私は認識しておりますので、町民や職員に追いつくように心がけていただければと思います。

これだけは必ずやめて欲しいというのを1つだけ申し上げます。通告にないことを質問して答えられればお願いします。という質問は止めていただきたい。先日も佐藤仁議員からありました。水張問題、通告になくて質問がありました。こんな質問は農家の方に大変失礼だと思います。私は何事も前向きに取り組んでおります。職員だってそうです。その時に佐藤議員は議場の後言いました。手の内を明かすと回答が引き出せないからだ、これは私たち行政に対しても侮辱です。前向きに取り組んでいるじゃないですか！ね、そうじゃないですか？皆さん。

やるかやらないかすぐに判断しているじゃないですか、私はそんな通告のない質問であたふたして、前の町長だったらもしかしたら、あたふたしてやりますとか、検討しますとか言ったかもしれないですけど、私はそんなことは言いませんから。是非、しっかり通告

をしていただいて課長や関係の職員、係長と対話して議員のおっしゃる通りだなこれほど、そういう深い対話を事前にして、ではこういう対策なら今の時点で打ちだせるのではないかと、回答できるのではないかと、職員ともしっかりと対話をして答えたいと思っています。

今の方が町民も職員も町長も変わったというのに議員がついていけない代表例だと私は思っています。是非、農家の方としっかりと対話をして具体的に支援策のご提案をいただきたいものです。

色々申し上げましたけども、先程から申し上げるとおり、地方創生は競争の時代です。西川町を皆さんと共に勝ち組にしなくてはいけないわけです。是非その勝ち組になるために、町民のためにしっかりと対話をして、よく聞き、よく行動し、汗水出して働いて西川町の8年後の生産年齢人口の増加を共に成し遂げようと思っております。共に頑張りましょう。

さて、本日の話をします。町営住宅建築工事請負契約の締結議案、事務事業の予算案、急を要する議決事案が生じておりますので臨時会を招集いたしました。この中にもデジタル住民票、初のNFT、NFTってわかりますか？わからなかったらいつでも勉強会をしますので参加してください。いつでも申し出てください。自治体初のデジタル住民票NFTで早速、収益が出ておりますのでその計上の予算案もわずかながらですが入っております。NFTに関して言えば、セカンダリーマーケットも昨日より始まりました。セカンダリーマーケットって何だ。わからなかったら聞いてください。これから西川町はそういったデジタル住民票を通して事業外収入を増やしていきたいと思っております。

是非わからないことがあれば、ここでもなくてもいつでも対話に応じます。1対1でも私は応じます。前の議長は1対1ではダメだと言っておりましたけれども、私は次の議長においては1対1の個別の議員との勉強会にも応じたいと思っております。

是非よろしくご審議をいただきお願い申し上げます。

◎自己紹介

○菅野臨時議長 日程第4、自己紹介を行います。

お諮りします。

初議会でありますので、議員の自己紹介と幹部職員の紹介をお願いしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野臨時議長 異議なしと認めます。

それでは1番議員から順次、自席で簡単に自己紹介をお願いします。

〔自己紹介〕

○菅野臨時議長 以上で、議員の自己紹介を終わります。

○菅野臨時議長 続いて、幹部職員の紹介を佐藤総務課長からお願いいたします。

〔幹部職員の紹介〕

○菅野臨時議長 以上で、幹部職員の紹介を終わります。

◎議長選挙

○菅野臨時議長 日程第5、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○菅野臨時議長 ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番 後藤一夫議員、4番 荒木俊夫議員を指名します。

○菅野臨時議長 投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙の配布をお願いします。

〔投票用紙配布〕

○菅野臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○菅野臨時議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、念のために申し上げますが、苗字だけ記載したとき、無効になる場合がありますので、氏名を明確に記載して投票されるようお願いいたします。

事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

○飯野事務局長 それでは点呼を行います。

投票の際は、演壇に向かって右の方から登壇し、順次投票をお願いいたします。

投票後は、左の方から降壇し、議席に戻られるようお願いいたします。

〔投票〕

○菅野臨時議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

○菅野臨時議長 開票を行います。

後藤一夫議員及び荒木俊夫議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○菅野臨時議長 議長選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

うち、有効投票 10 票、無効投票 0 票

有効投票中、菅野邦比克議員 5 票

佐藤耕二議員 5 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3 票です、

菅野邦比克議員及び佐藤耕二議員の得票は、いずれもこれを超える最多得票数で、同数であります。

よって、地方自治法第 118 条第 1 項において準用する公職選挙法第 95 条第 2 項の規定により、くじで当選者を決定します。

お諮りします。

当選人数を決定するくじの方法については、私にご一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野臨時議長 異議なしと認めます。

よって、当選人を決定するくじに方法は私にご一任いただくことに決定しました。

菅野邦比克議員及び佐藤耕二議員が議場におられますので、くじは両議員に引いていただきます。

くじは2回に分けて行います。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。このくじは、議員の氏名の50音順により引いていただきます。

2回目は、当選人を決定するためのものであります。このくじは、1回目のくじの結果に従って議員に引いていただきます。

くじは、抽選棒によって行います。抽選棒には、1または2の数字が記載されております。

1回目のくじにおいては、引いた抽選棒の数字が2回目のくじを引く順序となります。

2回目のくじにおいては、引いた抽選棒の数字が1であった者を当選人に決定します。

なお、念のため申し上げます。1回目、2回目とも初めの方がくじを引いた後、次の方がくじを引くことを辞退することはできません。

これよりくじを行います。後藤一夫議員、荒木俊夫議員、立ち会いをお願いします。

後藤一夫議員、荒木俊夫議員演壇にお進みください。

[被選挙人・立会人、演壇へ]

○菅野臨時議長 初めに、使用するくじの確認をお願いします。

[被選挙人・立会人、くじを確認]

○菅野臨時議長 まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

氏名の50音順により、初めに菅野邦比克議員、次に佐藤耕二議員の順でくじを引いてください。

[被選挙人くじを引く]

○菅野臨時議長 くじを引く順序が決定しましたので報告します。

初めに佐藤耕二議員、次に菅野邦比克議員。以上のおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

初めに佐藤耕二議員、次に菅野邦比克議員の順でくじを引いてください。

[被選挙人くじを引く]

○菅野臨時議長 くじの結果を報告します。

くじの結果、菅野邦比克議員が当選人と決定しました。

○菅野臨時議長 議場の出入口を開きます。

〔議場閉鎖を解く〕

◎議長就任のあいさつ

○菅野議長 ただいま議長に私菅野邦比克が当選しましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今議員の皆さまのご盛況により西川町議会議長の重職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。

私は本町議会議員として、その経験も浅く、浅学非才ではありますが皆さまのご盛況を承りましたうえは、誠意を尽くしてことにあたりますが、攻勢を無理とし、議会の円滑な運営を図り、町政の発展と地方自治の進展のため最善の努力を致す所存であります。

ここに議員の皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○菅野臨時議長 これで臨時議長の職務は終わりました。

ご協力、ありがとうございました。

○菅野議長 それでは、さっそく議長の職務に就かせていただきます、議事運営によろしくご協力をお願いします。

◎議事日程の追加

○菅野議長 この際、日程の追加についてお諮りします。

すでに配布しております追加議事日程第1号を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、これらを本日の日程に追加することに決定しました。

◎議席の指定

○菅野議長 追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により議長において指定します。

○菅野議長 議員各位の議席の番号と氏名を事務局長に朗読いたさせます。

○飯野事務局長 それでは議席の指定について朗読いたします。

[朗読]

○菅野議長 ただいま朗読したとおり指定をしますので、ご移動願います。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により議長において、1 番 佐藤大議員、2 番 飯野幹夫議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 追加日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

◎副議長の選挙

○菅野議長 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○菅野議長 ただいまの出席議員は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 後藤一夫議員、4 番 荒木俊夫議員を指名します。

○菅野議長 投票用紙を配ります。

念のため申しあげます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○菅野議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○菅野議長 異常なしと認めます

ただいまから投票を行います。

なお、念のため申しあげますが、苗字だけ記載したときは無効になる場合がありますので、氏名を明確に記載して投票されるようお願いいたします。

事務局長の点呼に応じ、順次、投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

○飯野事務長 それでは点呼しますので、議席順に投票願います。

〔投票〕

○菅野議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

○菅野議長 開票を行います。

後藤一夫議員及び荒木俊夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○菅野議長 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

うち、有効投票 10 票、無効投票 0 票

有効投票中、大泉奈美議員 5 票

佐藤光康議員 4 票

佐藤耕二議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

よって、大泉奈美議員が副議長に当選されました。

○菅野議長 議場の出入口を開きます。

〔議場閉鎖を解く〕

○菅野議長 ただいま副議長に当選されました大泉奈美議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

○菅野議長 この際、副議長に当選された大泉奈美議員を紹介します。

大泉奈美議員登壇願います。

〔大泉奈美議員 登壇〕

○菅野議長 当選の承諾、および挨拶をお願いしたいと思います。

○大泉議員 議員の皆さまのご支援をいただき副議長に当選し、就任することになりました。

もとより、浅学非才の身ではありますが、議会議長の補佐役として議会の活性化と町民に分かりやすい開かれた議会、風通しの良い議会を目指して公正な立場で誠実に努める所存でございますのでよろしくお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○菅野議長 ここで休憩をします。

再開は午前 10 時 55 分といたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 55 分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎常任委員会委員の選任

○菅野議長 追加日程第 5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。指名の結果を事務局長から報告いたさせます。

○飯野事務局長 それでは、私のほうから、常任委員の指名について報告いたします。

総務厚生常任委員、菅野邦比克議員、佐藤光康議員、荒木俊夫議員、後藤一夫議員、佐藤大議員。

産業建設常任委員、古澤俊一議員、佐藤耕二議員、大泉奈美議員、佐藤仁議員、飯野幹夫議員。

広報公聴常任委員、佐藤光康議員、荒木俊夫議員、後藤一夫議員、飯野幹夫議員、佐藤大議員。

以上であります。

○菅野議長 ただいまの事務局長報告のとおり、指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

この際、各常任委員会の正副委員長の互選のため休憩し、各常任委員会を招集します。暫時休憩します。

〔事務局長 会議室の連絡〕

◎各常任委員会正副委員長の互選

○菅野議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長 荒木俊夫議員、同副委員長 後藤一夫議員。

産業建設常任委員長 佐藤仁議員、同副委員長 大泉奈美議員。

広報公聴常任委員長 佐藤光康議員、同副委員長 飯野幹夫議員。

以上のとおり、それぞれ互選されました。

◎議会運営委員の選任

○菅野議長 追加日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行ないます。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、荒木俊夫議員、佐藤仁議員、佐藤光康議員、古澤俊一議員、の 4 人の議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました 4 人の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この際、議会運営委員会の正副委員長互選のため休憩し、議会運営委員会を招集します。暫時休憩します。

〔事務局長 会議室の連絡〕

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○菅野議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に古澤俊一議員、副委員長に佐藤光康議員。

以上のとおり互選されました。

◎西川町町有林運営委員会委員の選出

○菅野議長 追加日程第 7、「西川町町有林運営委員会委員の選出について」を議題とします。

本件についても、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

○菅野議長 西川町町有林運営委員会委員に私、議長菅野邦比克、産業建設常任委員長佐藤仁議員、大泉奈美議員、飯野幹夫議員、以上の4人の議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の議員を西川町町有林運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎西村山広域行政事務組合議会議員の選挙

○菅野議長 追加日程第8、西村山広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。

○菅野議長 お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

○菅野議長 西村山広域行政事務組合議会議員に菅野邦比克議員、佐藤耕二議員、後藤一夫議員、以上3人の議員を指名します。

○菅野議長 お諮りします。

ただいま指名しました3人の議員を当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した 3 人の議員が、西村山広域行政事務組合議会議員に当選されました。

○菅野議長 ただいま当選されました 3 人の議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

◎議案の上程

○菅野議長 追加日程第 9、議案の上程を行います。

同意第 3 号 西川町監査委員の選任について、承認第 1 号 令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の承認について、承認第 2 号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、承認第 3 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、承認第 4 号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、議第 34 号 令和 5 年度西川町町営住宅 A 棟建築工事請負契約の締結について、議第 35 号 令和 5 年度西川町町営住宅 B 棟建築工事請負契約の締結について、議第 36 号 財産（町営住宅建築工事用木材）の購入について、議第 37 号 令和 5 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）以上 9 議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 追加日程第 10、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明いたします。

同意第 3 号につきましては、西川町監査委員の選任について、でございます。

西川町監査委員の荒木俊夫議員は、令和 5 年 4 月 30 日の任期満了に伴い、引き続き役場事務に精通している荒木俊夫議員を提案するものでございます。

承認第 1 号につきましては、令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の承認について、でございます。令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 11 号）については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をするものでございます。同条第

3 項の規定により承認を求めため提案をするものでございます。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,655 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 7,560 万 5,000 円といたすものでございます。内容は GW 中に予想以上に誘客ができております、水沢温泉館の大規模改修工事の追加工事および、サウナ備品などを購入するための補正予算でございます。歳出につきましては、第 2 款総務費において水沢温泉館大規模改修工事事業費 2,655 万 3,000 円を追加したものでございます。歳入につきましては、第 18 款繰入金 2,655 万 3,000 円を追加したものでございます。繰越明許費の追加については、第 2 款総務費の水沢温泉館大規模改修工事事業を追加したものでございます。

承認第 2 号につきましては、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、でございます。西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めため提案するものであります。

承認第 3 号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、であります。西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めため提案するものであります。

承認第 4 号につきましては、西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、であります。西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めため提案するものであります。

議第 34 号 につきましては、令和 5 年度西川町町営住宅 A 棟（3LDK）建築工事請負契約の締結について、でございます。令和 5 年度西川町町営住宅 A 棟建築工事の請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものでございます。

議第 35 号 につきましては、令和 5 年度西川町町営住宅 B 棟（3LDK）建築工事請負契約の締結について、でございます。、令和 5 年度西川町町営住宅 B 棟建築工事についての請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものでございます。

議第 36 号 につきましては、木材の分割発注でございます。財産（町営住宅建築工事に用木材）の購入について、です。町営住宅建築工事（3LDK 2 棟）に使用する西川町産材西山

杉等を購入するため地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

議第37号につきましては、令和5年度西川町一般会計補正予算（第1号）でございます。規定の歳入歳出総額に、歳入歳出それぞれ1億2,712万9,000円を追加するものでございます。歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億8,512万9,000円といたすものでございます。補正の内容は、急を要する事務事業の経費にかかる補正でございます。

初めに主な歳出について申し上げます。第2款 総務費、職員と共に、また、連携事業者と共に企画してデジタル田園のマイナンバーカード事業創出タイプの採択を得ました。これは、国の事業の中でも難関と言われている採択です。山形県でも5程度の市町村しか採択を受けていない10分の10のチャレンジできる補助金を得ました。マイナンバーカードで、AIチャットボットで実現する介護予防、健康向上サービスなどチャレンジしていきます。この健康寿命事業、6,100万円全額国の補助です。また、地域おこし協力隊を20名の体制にしたい、その増員に伴い外部人材登用事業5,504万9,000円などをそれぞれ追加し、1億2,180万8,000円を追加するものでございます。

同じような地域おこし協力隊に关系する補正予算は、9月議会において全員の賛成をうける事ができませんでした。是非、この地域おこし協力隊の活躍を半年かけてご覧いただいでご評価をいただきたいと思っております。

第7款 商工費、デジタル田園都市国家構想交付金の採択をうけたものでございます。地方創生推進タイプこの補助金は5年間という長い事業を国から補助される自治体の財政としては最も有難い補助金であります。これは、仙台圏インフルエンサーイベント負担金40万円を追加するものでございます。

第7款 土木費、若者定住住宅補助金150万円をそれぞれ追加し、162万1,000円を追加するものでございます。長年売れ残った土地を職員の努力により売買に至ったことから、移住費用としての補助金150万円を捻出するものでございます。

第10款 教育費、デジタル田園都市国家構想交付金を得た事業でございます。外国語指導助手派遣業務330万円を追加するものでございます。こちらの方も5年間の補助が得られる有難い補助金の採択を得ました。

歳入、第10款 地方創生交付金交付税5,000万円。

第14款 国庫支出金9,609万7,000円。

第19款 繰越金1,021万5,000円。

第 20 款 諸収入 231 万 7,000 円をそれぞれ追加し、第 18 款 繰入金 3,150 万円を減額するものでございます。

なお、第 20 款 諸収入 231 万 7,000 円には、先ほど挨拶の時に申し上げた自治体初のデジタル住民票 NFT の買っていただいた外部の収入ですね、こちらが含まれております。今、セカンダリーマーケットが動いておりますが、1,000 円のが今 3,000 円の価格に高騰しております。これはまさしく自治体初という先行メリットを得たかたちになります。このセカンダリーマーケットの収入においても、これから適宜収入にこれからも歳入に計上していくこととしております。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきま
すので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第 11、議案の審議・採決を行います。

議案については、お手元にお配りしております議案書のとおりです。

同意第 3 号 西川町監査委員の選任について、を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により荒木俊夫議員の退場を求めます。

〔荒木俊夫議員退場〕

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

同意第 3 号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

荒木俊夫議員の入場を許します。

〔荒木俊夫議員 入場〕

○菅野議長 承認第1号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について、を議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔大泉企画財政課長 登壇〕

○大泉企画財政課長 承認第1号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、急を要する水沢温泉館大規模改修にかかる追加工事や備品購入といった案件が出てきたことから3月16日一般会計補正予算（第11号）について専決処分し、経費予算を措置したものであります。

予算内容につきまして説明を申し上げます。議案予算書の令和4年度西川町一般会計補正予算（第11号）をご覧くださいと思います。

1 ページ目、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,655万3,000円を追加して、歳入歳出それぞれ64億7,560万5,000円といたすものでございます。

初めに歳出について説明を申し上げます。予算書6ページ目歳出をご覧ください。

第2款第7項第1目開発につきましては、水沢温泉館大規模改修事業といたしまして、看板製作設置委託87万8,000円、源泉改修工事および外気浴場拡張工事にかかる工事請負費2,373万3,000円。その他、サウナ用タオルや備品購入など合わせまして2,655万3,000円を追加したものであり、これにつきましては全額、町有施設整備基金繰入金を充てたものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。5ページ目戻りまして2番の歳入をご覧ください。歳入につきましては、ただ今歳出の得税財源でも説明を申し上げました通り、第18款繰入金、町有施設整備基金繰入金2,655万3,000円を追加したものであります。

次に繰越明許の追加についてご説明を申し上げます。予算書3ページ目繰越第2表繰越明許費補正をご覧ください。繰越明許につきましては第2款総務費の水沢温泉館大規模改修事業2,655万3,000円を追加したものであります。

以上の通りでありますのでよろしくご審議のうえご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第1号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 ここで休憩をします。

再開は午後1時00分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

○菅野議長 承認第2号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分
の承認について、を議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔土田伸町民税務課長 登壇〕

○土田町民税務課長 承認第2号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての
専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、現下の経済情勢等踏まえ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税及び不動産取得税に関わる質問権の対象の明確化など、納税環境の整備、航空燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直しなどを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化を行うため、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表において説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第25条の2、配当額割りまたは株式等譲渡取得割額の控除につきましては、令和6

年度より国税の森林環境税 1,000 円が新たに課税施行されることに伴う改正であります。

現在、町民税 3,000 円、県民税 1,000 円、みどり環境税 1,000 円、町と県とでそれぞれ防災減災に関わる 500 円、計 1,000 円を上乗せし、個人町県民税均等割り額は年額 6,000 円となっているところであります。

この町県民税のうち防災減災に関わる 1,000 円が今年度で終了となりますが、森林環境税 1,000 円が課税されるため令和 6 年度以降の町県民税均等割りは変わらず 6,000 円となるものであり、また徴収は均等割りと一緒になることから町が徴収を行うこととなります。

第 25 条の 2 の改正につきましては、上場株式の配当及び譲渡所得は予め所得税と住民税が源泉徴収されますが、その徴収された配当額または株式等譲渡所得割額に還付すべき金額がある場合、翌年度の個人町県民税に充当される事とされていましたが、森林環境税が新たに付加されることに伴い住民税に充当の際に森林環境税も含む改正であります。

新旧対照表の 2 ページをご覧ください。第 29 条の 2 第 2 項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、給与所得者が行う年末調整で当該年度及び翌年度の扶養控除等、異動申告書を提出する際にその記載内容である配偶者、扶養親族に異動がない場合はその提出に替え、異動の旨がないと記載した申告書を提出するよう事務の簡素化を図る規定を追加するものであります。

同条第 3 項以降、第 6 項は第 2 項の追加に伴い規定の整備を図るものであります。

第 32 条個人の町民税の徴収方法等につきましては、徴収方法は給与、年金の支給に合わせた特別徴収と口座振替納付書による普通徴収の 2 種類となっておりますが、森林環境税が新たに付加されるため第 3 項でその徴収方法を住民税の均等割りとともに徴収する規定を追加すると共に見出しについても徴収方法等改正を行い、合わせて地方税法の改正に伴い規定の整理を行うものであります。

新旧対照表の 3 ページから 4 ページをご覧ください。第 34 条町民税の納税通知書につきましては、森林環境税の導入に伴い個人の町民税、個人の県民税及び森林環境税額の合算額とすると共に地方税の改正に合わせ規定の整理を行うものであります。

第 36 条給与所得に関わる個人の町民税の特別徴収につきましては、森林環境税の導入に伴い個人の町民税の納税義務者が給与の支払いを受けている場合、町民税及び県

民税について、森林環境税を含む均等割り額及び所得割額の合算額を特別徴収により徴収する改正であります。

同条第 2 項以降第 6 項につきましては、地方税法の改正に合わせ規定の整理を行うものであります。

新旧対照表の 5 ページをご覧ください。第 38 条給与所得者にかかる特別徴収税額の普通徴収の納入の義務等につきましては、地方税法施行規則の改正に伴い納税者の利便性の向上を図るため、給与所得にかかる特別徴収税額の納入書に地方税統一 QR コードを付した様式の追加に伴う改正であります。

第 39 条給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入につきましては、地方税の改正に伴い、給与所得に係る特別徴収により住民税の納付を行っていた納税者の普通徴収への切り替えの規定の整理を行うものであります。

同条第 2 項につきましては、加納が生じた場合、納税者の未納額への充当について規定の整理を行うものであります。

新旧対照表 6 ページをご覧ください。第 39 条に公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、第 36 条の改正同様、森林環境税の導入に伴い個人の町民税の納税義務者が公的年金等の支払いを受けている場合、町民税及び県民税について森林環境税を含む、均等割り額及び所得割額の合算額を特別徴収により徴収する改正及び規定の整理を行うものであります。

新旧対照表 7 ページをご覧ください。第 39 条の 6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入につきましては、地方税法の改正に伴い年金特徴が停止される場合、第 2 項で年金特徴停止の場合の年金を支払う側の特別徴収義務者の消滅、加納が生じた場合の充当について規定すると共に合わせて規定の整理を行うものであります。

第 40 条、法人の町民税の申告納付につきましては、地方税法施行規則の改正により納付書の様式に、地方統一 QR コードを付した様式の追加に伴い改正を行うものであります。

新旧対照表 8 ページをご覧ください。第 41 条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、地方税法の改正により規定の整理を図ると共に、同法施行規則の改正により、前条同様に様式の追加を行うものであります。

新旧対照表 9 ページをご覧ください。第 66 条、軽自動車税種別割の税率につきまし

ては、ミニカーの区分から 3 輪以上の特定小型原付、所謂「電動キックボード」を除外し、令和 5 年 7 月から新たに原動機付自転車と同額の年額 2,000 円を課税する改正であります。

第 80 条、タバコ税の申告納付の手続き及び第 81 条タバコ税に係る不足税額等の納付手続きにつきましては、地方税法施行規則の改正に伴い、タバコ税の納付書に地方税統一 QR コードを付した様式の追加を行うと共に延滞金の納付について規定するものであります。

新旧対照表 10 ページをご覧ください。第 83 条、タバコ税の不足税額の納付手続きにつきましては、第 80 条の改正と同様に納付書の追加であります。

附則第 5 条、肉用牛売買による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、牛一頭 100 万円未満で、年の売払い頭数 1,500 頭以内の場合、所得税、住民税共に非課税とする特例について令和 9 年まで 3 年間期間の延長を規定するものであります。

新旧対照表 11 ページをご覧ください。附則第 7 条、読替規定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の収入が減少した場合、その割合に応じ固定資産税の減額を規定すると共に令和 3 年地方税法改正により、附則第 64 条固定資産税の課税の特例の読替規定が令和 5 年 3 月 31 日で廃止となるため規定の整備を図るものであります。

附則第 7 条の 2、法附則第 15 条の 2 第 2 項の条例で定められる割合につきましては、第 2 項の削除により、見出し等を削るものであります。

附則第 7 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするべき者がすべき申告につきましては、地方税法施行規則の改正に伴い、第 11 項の大規模改修及び耐震改修が行われた建物に対する固定資産税の減額を受けようとする申告について規定の整備を図るものであります。

新旧対照表 12 ページをご覧ください。附則第 12 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、令和元年 10 月に自動車取得税が廃止され環境性能割が導入された事に伴い、車両取得時に新車、中古車を問わず 50 万円を超える車両取得に対し価格の 1%から 2%で課税されております。その環境性能割が非課税とされていたガソリン車、ハイブリッド車で令和 12 年燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車両については、令和 3 年 12 月 31 日まで条件つきで非課税とした条文を削るものであります。

附則第 12 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、附則第 12 条の 2 を削るため附則第 12 条の 2 の 2 の環境性能割の規定を繰り上げ、第 4 項で不正を行ったメーカーがいた場合、その不足額を徴収する際の金額の加算率を現行の 10%から 35%に改正するものであります。

附則第 12 条の 6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、令和 12 年度燃費基準 55%達成車が 1%に減額されておりましたが、その減額規定を廃止するものであります。

新旧対照表の 13 ページから 15 ページをご覧ください。附則第 13 条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、第 1 項で登録年数の経過により、初回登録番号指定を受けた期間により種別割を規定する 8 項からなる軽自動車税の種別割が加算される規定であります。所要の改正を行うものであります。

第 2 項につきましては、電気自動車、天然ガス車基準適合の天然ガス軽自動車に関する規定ですが、当該車両の種別割の軽減措置を令和 8 年まで 3 年間延長するものであります。

第 3 項は、営業の車両であって令和 12 年度燃費基準 90%以上の車両。

第 4 項は、営業の車両以外の車両であって令和 12 年度燃費基準の 70%以上の車両。

第 5 項は、第 2 項に規定する電気自動車等の種別割軽減期間の延長。

第 6 項は、第 2 項に規定する自家用以外の電気自動車等の種別割軽減期間の延長を規定したものであります。

第 3 項に規定する車両の種別割軽減の規定を第 7 項の規定に加え、第 4 項に規定する車両の種別割軽減の規定を第 8 項の規定に加え、第 5 項及び第 6 項の規定を第 2 項に加え、第 3 項から第 6 項までを削り、第 7 項を第 3 項とし、第 8 項を第 4 項に改め、それぞれ営業用車両に限り、種別割軽減の期間を 3 年及び 2 年延長するものであります。

新旧対照表 15 ページをご覧ください。第 13 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、前条の改正に伴う項ずれの整理と、第 3 項で不正を行ったメーカーがあった場合にその不足額を徴収する際の金額の加算率を現行の 10%から 35%に改正するものであります。

新旧対照表 16 ページをご覧ください。附則第 14 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、

所有 5 年を超える優良住宅造成のための譲渡の場合、通常所得税は 15%、住民税 5% 課税について、譲渡所得 2,000 万円以下の部分が所得税 10%、住民税 4%に軽減し、適応期間を 3 年間延長するものであります。

第 2 項では所有期間が 5 年を超える土地の譲渡で、譲渡の日から 2 年後の 12 月 31 日までの期間に都市計画区域内、都道府県知事の優良住宅認定の住宅または、中高層の耐火共同住宅の建設に対する譲渡に該当する事になることが確実であると認められるものに係る同様の規定の整備であります。

新旧対照表 17 ページをご覧ください。附則第 20 条新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例につきましては、新型コロナ感染症等の影響で中止となったイベント等に係る寄附金控除の規定であります。令和 3 年度の条例改正に伴い、規定の整備を行うものであります。

以上の通りであります。改正条例の附則をご覧ください。附則第 1 条は各号に掲げる各改正規定の施行日を。

附則第 2 条は、町民税に係る経過措置を。

附則第 3 条は、固定資産税に関する経過措置を。

附則第 4 条は、軽自動車に関する経過措置を規定するものであります。

以上の通りであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことから令和 5 年 3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいたものでありますのでご理解をいただき、承認くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第 2 号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第 3 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔土田伸町民税務課長 登壇〕

○土田町民税務課長 承認第3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の18ページをご覧ください。第3条第3項は健康国民保険税の課税額を規定しており医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分で構成されますが、この後期高齢者支援分の課税限度額の上限を現行の20万円から22万円に改正するものであります。

第11条国民健康保険税の減額につきましては、第3条で課税限度額の改正をしたことに伴い減額の計算をする際の額について改正を行うものであります。

第2号については、5割軽減の判定に関わる所得額を現行28万5,000円から29万円に引き上げるものであります。

新旧対照表19ページをご覧ください。第3号につきましては、同様に7割軽減の判定に関わる所得額を現行52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

第11条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、離職日の時点で65歳未満の人で、倒産、解雇などによる離職による雇用保険等の特定受給資格者または、雇い止めによる特定理由離職者は、離職の日の翌日からその翌年度末まで国民健康保険税の課税対象所得を100分の30に軽減する特例について規定を整備するものであります。

第26条の2、特例対象被保険者等に係る申告につきましては、特例対象被保険者の国民健康保険税の軽減について、その申告の際に必要な書類について改正を行うものであります。

新旧対照表20ページ以降24ページをご覧ください。第5項から第12項、第15項、16項につきましては、地方税法の改正に伴い規定の整備を行うものであります。

以上の通りであります。改正条例の附則をご覧ください。附則第1項は本条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の西川町国民健康保険税条例の規定を令和5年度以降の年度

分の国民健康保険税に適応し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとするものであります。

以上、地方税法等関係法令の改正が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い令和 5 年 3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解をいただき承認くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第 3 号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第 4 号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、を議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔土田町民税務課長 登壇〕

○土田町民税務課長 承認第 4 号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

この改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い規定の整備を行うものであります。

新旧対照表の 25 ページをご覧ください。第 2 条、課税免除の要件につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法改正がなされ、租税特別措置法 第 12 条第 2 項及び第 45 項第 2 項の規定で個人及び法人が医療保険事業の勤務時間短縮用設備等の特別償却の規定が加えられたことに伴い規定の改正を行うものであります。

以上の通りであります。改正条例の附則をご覧ください。附則第 1 項は、本条例の施行日を令和 5 年 7 月 1 日とするものであります。

以上、所得税法等の一部を改正する法律の改正が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い令和 5 年 3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解を

いただき承認下さいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第4号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第34号 令和5年度西川町町営住宅A棟建築工事請負契約の締結について、を議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔眞壁正弘建設水道課長 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第34号 令和5年度西川町町営住宅A棟建築工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本事業は、みどり団地内に木造2階建て3LDK4戸メゾネットタイプ1棟の町営住宅を建築しようとするもので、株式会社佐藤建設、遠藤建設株式会社、設楽建設興業株式会社、NMS特定建設工事共同企業体の4社を指名し、令和5年4月28日に指名競争入札を行った結果、西川町大字海味525-1、NMS特定建設工事共同企業体代表、奥山荘一が7,400万円で落札致しましたので、消費税込み8,140万円で契約を締結しようとするものであります。尚、NMS特定建設工事共同企業体の構成員は、西川建設、建築松田、サトウハウジングとなっております。指名業者、設計金額等は議案参考資料1ページに記載しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

設計金額は、消費税抜き7,417万8,000円で予定価格も同額となっております。

工事内容は、木造2階建て3LDK4戸メゾネットタイプ1棟の床面積は全体で、1階162.26平米、2階163.96平米、合計326.22平米。

建築面積は、194.33平米であります。工期は令和5年12月22日までとするものであります。

以上の通りでありますので、よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

5 番佐藤仁議員。

○佐藤（仁）議員 1点だけ、、いや2点かな、3社企業体ということなのですが、スポンサーが西川建設で、請負比率は、何対何対何になっているのかお聞きします。

あと、できれば電気設備工事と機械設備工事別途だと思うんですけど、支障なければ会社名、落札業者の方をお知らせいただければと思います。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 比率であります、西川建設、建築松田、サトウハウジングで4:3:3の比率でございます。

2件目であります、A棟の電気設備工事は同じく同日に入札を行っておりまして、A棟の電気設備工事は奥山電気工事。A棟の機械設備工事が五百川屋商事と決まっております。以上です。

○菅野議長 はい、よろしいですか。

あとはございますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第34号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 令和5年度西川町町営住宅B棟建築工事請負契約の締結について、を議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 議第35号 令和5年度西川町町営住宅B棟建築請負契約の締結について、補足説明申し上げます。

本事業は、みどり団地内に木造2階建て3LDK4戸メゾネットタイプ1棟の町営住宅を建築しようとするもので、株式会社佐藤建設、遠藤建設株式会社、設楽建設興業株式会

社、NMS 特定建設工事共同企業体の 4 社を指名し、令和 5 年 4 月 28 日に指名競争入札を行った結果、西川町大字入間 334 番の 1 乙地、株式会社佐藤建設代表取締役 佐藤重信が 7,550 万円で落札致しましたので、消費税込み 8,350 万円で契約を締結しようとするものであります。指名業者、設計金額等は議案参考資料 2 ページに記載しておりますのでご覧いただきますようお願い申し上げます。

設計金額は消費税抜き 7,573 万 6,000 円で予定価格も同額となっております。

工事内容は、木造 2 階建て 3LDK4 戸メゾネットタイプ 1 棟の床面積は全体で、1 階 170 平米、2 階 178.86 平米、合計 348.86 平米。

建築面積は、207.85 平米であります。工期は令和 5 年 12 月 22 日までとするものであります。

以上の通りでありますので、よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 35 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 36 号 財産(町営住宅建築工事用木材)の購入について、を議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 議第 36 号 財産(町営住宅建築工事用木材)の購入について、補足説明を申し上げます。

本事業は、町営住宅建築に使用する木材のうち杉材使用部分等に、町産西山杉の製品を町が建築工事請負業者に材料を支給するために購入するものであります。

令和 5 年 4 月 28 日に西川町大字海味 475 の 8 西川町製材共同組合理事長 佐藤安広と見積もり合わせを行った結果、1,713 万円で落札致しましたので、消費税込み 1,884 万 3,000 円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格等については、議案参考資料 3 ページに記載しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

設計金額は、消費税抜き 1,727 万 2,000 円、予定価格も同額となっております。購入内容は、柱、桁、梁、母屋等に使用する西山杉材の全体容積 92.84 立米。土台の注入材 5.07 立米。合計 97.91 立米を購入しようとするものであります。

納入期限は、令和 5 年 10 月 31 までとするものであります。

以上の通りでありますのでよろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 36 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 37 号 令和 5 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）、を議題とします。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔大泉企画財政課長 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第 37 号 令和 5 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の予算書、令和 5 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）をご覧いただきたいと存じます。1 ページ目、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,712 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 8,512 万 9,000 円といたすものであります。

補正の内容につきましては、急を要する事務事業の補正であります。

初めに歳出について説明を申し上げます。予算書の 8 ページ目 3 の歳出をご覧ください。

第 2 款 第 1 項 第 5 目 企画につきましては、会計年度任用職員 1 名分の人件といたしま

して報酬などに 197 万 9,000 円。地域おこし協力隊 12 名分追加といたしまして、合わせて 20 名になりますけども、追加といたしまして報償費や委託料などに 5,504 万 9,000 円。関係人口創出事業といたしまして、首都圏や仙台圏での物販業務委託料 200 万円。マイナンバー連動型 AI チャットボットで実現する介護予防サービス委託料 5,610 万円。大雪により断線いたしました大字志津地内の光ファイバー復旧に要する工事費 236 万 5,000 円などをそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金といたしまして、デジタル田園都市国家構想交付金の推進タイプ 99 万 9,000 円及びデジタル実装タイプ 9,324 万 8,000 円を追加。

その他といたしまして、光ファイバー復旧に係る共済金 140 万 2,000 円を追加。

それから、当初予算において計上していたタブレット端末配布事業のうち、700 台分について、国庫補助率の高いデジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装タイプ、マイナンバーカード医療横展開型 100 分の 100 の事業です。これが採択されたことから、補助裏分の財源として当初計上しておりました西川町ふるさとづくり基金繰入金を 3,300 万円減額するものでございます。

9 ページ目、6 目支所及び出張所費につきましては、大井沢支所内の町営バス車庫シャッター修繕費 31 万 5,000 円を追加。特定財源として全額共済金を追加するものでございます。

第 7 款 第 1 項 第 3 目 観光費につきましては、仙台圏インフルエンサーイベント負担金といたしまして、40 万円を追加するものであります。特定財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金 20 万円を追加するものでございます。

第 8 款 第 4 項 第 1 目 都市計画総務費につきましては、みどり団地分譲地 1 区画の購入申し込みに伴いまして、若者定住化促進補助金 150 万円を追加するものであります。

第 3 目 公園費につきましては、水の文化館貯水タンク配管修繕費として 12 万 1,000 円を追加。また、水の文化館屋上防水改修工事費の一部を設計監理業務委託費に組替えするものでございます。

10 ページ目、第 10 款 第 1 項 第 2 目 事務局費につきましては、外国語指導の研修を終えました外国語指導助手を派遣する民間事業者への派遣の委託料として 330 万円を追加。特定財源といたしまして、国県支出金、デジタル田園都市国家構想交付金の推進タイプ 165 万円及びふるさとづくり基金の繰入金 150 万円を追加するものであります。

以上が歳出について、であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。戻りまして6ページ目 2.歳入をご覧ください。歳入につきましては、只今、歳出の特定財源でご説明申し上げました各事務事業の実施に伴い、第10款 地方交付税 5,000万円。第14款 国庫支出金 9,609万7,000円。

7ページにいきまして、第20款 諸収入、自動車建物等共済金 171万7,000円及び西川町デジタル住民票 NFT 販売収益の契約に基づく分配金 60万円をそれぞれ追加し、6ページに戻りまして、第18款 繰入金西川町ふるさとづくり基金繰入金の3,150万円を減額しまして、それでもなお不足する財源 1,021万5,000円につきましては、第19款の繰越金を充てるものであります。

以上の通りでありますのでよろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

4番荒木俊夫議員。

○荒木議員 2点質問したいと思います。1点目が8ページになりますけども、2款の総務費5目の企画費でございます。地域おこし協力隊20名にするということで、本当に町が活性化していくのかなと思っております。地域おこし協力隊については、ある目的を持ってするという事ですので、この新しく追加します12名の方々ですね、どういった業務をしていくのかという事と、その他に8名の方がいらっしゃるわけですけども、2年目、3年目となるわけですけども、この方々も色々目的を持って今やっっていると思っておりますけども、この達成状況ですね。現在のところの目的についての達成状況等お分かりでしたらご報告をお願いしたいと思います。

あと10ページでございますけども、教育費の外国語助手の関係でございますけども、これは委託料になっているわけですけども、これまでは報奨というか、そういうふうには計上していたわけですけども、この辺がどのようになったのか教えていただきたいと思っております。

以上2点です。

○菅野議長 はい、答弁は菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 では私からまず、地域おこし協力隊のご質問についてお答えします。20名ということですけども、私達の町はこちらからのプロダクトアウトではなくニーズベース、マーケットインで考えております。彼らが西川町でやりたいこと、これがこの町に、そごうか

どうか必要かどうかで判断しております。尚、目標というのは特に設定しておりません。

○菅野議長 はい、安達教育課長。

〔安達晴美学校教育課長 登壇〕

○安達課長 はい、外国語指導助手派遣事業についてお答え申し上げます。これまでジェットプログラムということで、自治体国際協会の方から派遣でこれまでおこなって参りました。現在いる1名の方も昨年8月から1年契約でジェットプログラムで派遣でいらっしやっていたいただきましたけれども、今回7月までの1年間の契約で継続はしないということをご本人と確認をしております、新たな方をお願いすることとなっております。

それで、人材派遣業者の方に委託をしていきたいと考えておまして、その理由といたしましては、外国語指導助手として研修を受けたALTの派遣でありますし、又、派遣後も定期的な研修があるということで研修制度が大変充実していること。又、住居、健康管理、勤務管理などの生活面を含めた業務委託であること、学校以外での交流事業にも携わることができるなどのメリットを考えまして、業務委託の方でいきたいと考えております。

○菅野議長 はい、4番荒木俊夫議員。

○荒木議員 はい、地域おこし協力隊はニーズベースということで新しく来られる方のニーズをお聞きして決定していくということですが、これまで入られた継続の方がいらっしやいますけれども、例えば農業とか農家レストランと申しますか、そういったことをやりたいということをお聞きしている点がありますけれども、そういった方々のこれまでの活動状況である程度の目標に向かって進んでいるのかどうか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

○菅野議長 はい、答弁は荒木つなぐ課長。

〔荒木真也つなぐ課長 登壇〕

○荒木課長 はい、只今のご質問ですが、地域おこし協力隊は現在任命しておりますのが11名でございます。それぞれ目標がございまして、例えば農業の方がいらっしやいますけれども、その方は2年目でございます。ある農業の方に専属して冬の啓翁桜、夏は果菜類等をやろうとしておまして、ただ農地を取得してしまうと農家になってしまっていて、その後の国の交付金等を受けられないということで今は技術取得の方を一生懸命やっているということでございます。

あと、株式会社CASEを通じてやられている地元食堂でありますとか、空き家の方は今、空き家改築の方を進めておまして、地元食堂も準備をしております。

是非、議員の皆さんも地域おこし協力隊とコミュニケーションをとっていただいて、それぞれの協力隊がどんな活動をしているのか是非、直接意見交換をしていただければより良い今後の取り組みになっていくのかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○菅野議長 あと、ございませんか。

6 番佐藤光康議員。

○佐藤（光）議員 2点お伺いいたします。8 ページに地域おこし協力隊とありましたけれども、12 名の方を委託するという事でしたけれども CASE の方になるのか、それとも直接という形になるのか。あと、町でこういうことが理由で委託すると、こういうことをやって欲しいから委託するということだと思いますけども、どういうふうな内容を委託するのかお聞きしたいです。

あともう1つは、介護予防サービス委託料5,600万とありましたけれども、どういうふうな感じなのかお聞きします。

○菅野議長 はい、答弁は菅野町長

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 はい。この度のプラス10人という話は全くCASEの方は想定していませんが、彼らが、もしやりたい事と町が合致するのであればその方がCASEさんに所属になると思います。

2つ目何でしたっけ。

○菅野議長 あ、すみません。

○佐藤（光）議員 あの一、8 ページの下の同じ地域おこしの下の介護予防サービス委託料5600万これの中身は？

○菅野議長 はい、つなぐ課荒木真也課長。

〔荒木真也つなぐ課長 登壇〕

○荒木課長 はい。こちら町長が答弁したとおり、所謂デジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプXの10分の10の交付金でございます。こちらの方ですね、マイナンバーを使って横展開できるモデル事業といたしまして、マイナンバーカードのICチップの隙間のデータ容量のところにAIチャットボットで町民が歳を取っても健康で生きられるよう運動を日常の生活で促して、健やかな日常を送っていただく。そして介護にならないような運動促進を促せるよう自動的にですね、その人の運動促進できるようなソフトを

プログラムして、タブレットで配信していきたいと、というようなものでございます。以上です。

○菅野議長 はい、6番佐藤光康議員。

○佐藤（光）議員 地域おこし協力隊のはCASEではないと。10名ということでしたけども、どういう委託、どういう事を目的で今回10名を委託するのかということです。

○菅野議長 はい、菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 先ほど荒木議員と同じ答えでございます。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

○佐藤（光）議員 すみませんもう一度、聞きおとしたかもしれません。

〔発言する者あり〕

いや、聞いておりましたけれども、もう一回お願いします。

○菅野議長 はい、菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 佐藤光康議員が聞いていないようだったのでもう一度、

〔発言する者あり〕

あ、聞いてました？えっと、なんでしたっけ？反問権。

〔発言する者あり〕

○菅野議長 はい、只今の反問権の行使の要求について許可します。

佐藤議員の質問についての答弁よろしいでございますか。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 はい、聞いていたのであれば私はそれ以上答えるものはないのですが何故、聞いているのに質問するというのは、どういった質問の違いかがちょっと不明だったのでお願いします。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

○佐藤（光）議員 町でさらに10名さらに募集するという事でその中身にどういうふうな仕事をして欲しいということで委託するのかお聞きします。

○菅野議長 はい、答弁は菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 はい、荒木俊夫議員に答えたとおりでございます。マーケットインです。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

いいですか、3回なったので終わりですね。

はい、以上で反問権の行使を終了いたします。はい、じゃあ次の質問。

○鬼越係長 一般質問じゃないので

○菅野議長 ああ、これいらないか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 質問なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第37号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 日程第12 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、を議題とし報告を求めます。

○菅野議長 担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔大泉企画財政課長 登壇〕

○大泉企画財政課長 報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分について報告を申し上げます。この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を致すものであります。

議案書の最後のページ31ページになりますけども、専第1号損害賠償の額の決定について、をご覧いただきたいと存じます。

事故発生日時は、令和4年12月19日午後2時であります。事故発生場所につきましては、西川町大字本道寺地内であります。相手方につきましては、宮林良幸氏であります。原因・状況等につきましては、町道本道寺線において、軽自動車で行中、道路脇の樹木に着雪していた雪塊が運転席側のルーフパネルに落下し、ルーフパネル全面が破損したものであります。事故の種類は、物損。町の過失割合は、100分の50。損害賠償の額につきましては、13万8,716円。尚、これにつきましては、全額保険金の方で補填したものであります。

以上のとおり報告申し上げます。

◎議事日程の追加

○菅野議長 この際、議事日程の追加についてお諮りします。

ただいま議会運営委員長、広報公聴常任委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

申出書は配布しております。

○菅野議長 これを本日の日程に追加し、追加日程第 13 として議題にすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

従って、本日の日程に追加することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申し出

○菅野議長 追加日程第 13 閉会中の継続調査申し出について、を議題といたします。

本件について、議会運営委員長、広報公聴常任委員長から会議規則第 73 条の規定によりお手元に配布しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和 5 年西川町議会第 3 回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午後 1 時 5 7 分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

◎自己紹介

○菅野臨時議長 日程第4、自己紹介を行います。

お諮りします。

初議会でありますので、議員の自己紹介と幹部職員の紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野臨時議長 異議なしと認めます。

それでは1番議員から順次、自席で簡単に自己紹介をお願いします。

起立して自己紹介をお願いしたいと思います。

〔自己紹介〕

○菅野臨時議長 1番、佐藤大議員。

○佐藤（大）議員 1番、

この度、初当選をいたしました佐藤大と申します。どうぞよろしく願いいたします。

新人の未熟者でございますので、先輩議員の皆さま方、議会事務局の皆さま方よりご指導賜りながら精進してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野臨時議長 2番、飯野幹夫議員。

○飯野議員 沼山の飯野幹夫と申します。私はですね、民間事業でこれまで培ってきた経験を最大に活かして、この西川町が住みたい町、また住みたい地域づくりになるよう一生懸命精進していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野臨時議長 3番、後藤一夫議員。

○後藤議員 3番 後藤一夫です。一生懸命物事に取り組んで参る所存でございます。よろしく願いいたします。

○菅野臨時議長 4番、荒木俊夫議員。

○荒木議員 4番 荒木俊夫議員です。町職員としての経験と議員としての4年の経験をプラスして住民の住んでいたい町づくりのために頑張りますのでよろしく願いいたします。

○菅野臨時議長 5番、佐藤仁議員。

○佐藤（仁）議員 はい、5番 佐藤仁です。今後ともひとつよろしく願いいたします。

○菅野臨時議長 6番、佐藤光康議員。

- 佐藤（光）議員 おはようございます。入間の佐藤光康です。毎日こくわ、さるなしとも
言いますけども、畑に行っております。町のスーパーフルーツにするためにも頑張ってい
きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 菅野臨時議長 7番、菅野邦比古です。積極的に動いて町の活性化に大いに起用したいと
思います。よろしくお願いいたします。
- 菅野臨時議長 8番、大泉奈美議員。
- 大泉議員 はい、8番 大泉奈美でございます。3期目にはいりましたが、これまでの経験
を積み重ね今後これからも町の発展のために町民と一緒に汗を流しながら進めていき
たいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 菅野臨時議長 9番、佐藤耕二議員。
- 佐藤（耕）議員 大井沢の佐藤耕二です。今まで議員としての経験はありますが、1
年生議員になったつもりで1からやり直していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 菅野臨時議長 10番、古澤俊一議員。
- 古澤俊一議員 古澤俊一でございます。先程、町長からも人口が増えたとありましたが、
大変嬉しいことでございます。これを益々増やせるように頑張っていきたいと思
いますのでよろしくお願いいたします。
- 菅野臨時議長 以上で、議員の自己紹介を終わります。